

令和 8 年度 市営墓地使用者募集要領（令和 8 年 1 1 月）

鳥取市市民生活部環境局 生活環境課

TEL：0857-30-8083

1. 再募集する墓地について

名 称	所 在 地	使用料 (1 区画あたり)	区画数	区画面積
円護寺墓地	円護寺861	238,500円～ 429,300円	5 区画	別紙参照
末恒墓苑	美萩野二丁目201-3	265,000円	7 区画	5.0㎡
福部墓苑	福部町箭溪157-1	250,000円	2 区画	5.0㎡
寺住霊園	河原町鮎ヶ丘140	300,000円	6 区画	9.0㎡

※墓地の区画の詳細については別図及び別表にてご確認ください。

2. 申請方法について

必ず現地で区画を確認のうえ、別紙「墓地使用許可申請書」を記入いただき、下記（3）受付場所へ提出してください。受付期間・時間等は下記のとおりです。

- （1）受付開始 令和 8 年 1 1 月 4 日（水）～ 令和 8 年 1 1 月 2 0 日（金）
- （2）受付時間 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分（土・日・祝日は除く。）
- （3）受付場所 鳥取市幸町 7 1 番地 生活環境課（市役所本庁舎 2 階 2 5 番窓口）

3. 申請にあたって

- （1）申請者は鳥取市に住民票がある方に限ります。
- （2）申請できるのは、原則、1 世帯につき 1 区画です。
- （3）使用区画決定後、区画内に隠れた^{かし}瑕疵が判明しても原則として返金等はいりません。
- （4）区画は現状のままで引き渡しとなります。
- （5）区画周辺の整備等、条件を付加することはいたしません。
- （6）申請後、区画の変更はできません。

4. 申請後の手続き

- （1）「墓地使用許可申請書」の提出後、後日使用料の納付書を送付します。納期限までに金融機関窓口にて一括でお支払い下さい。
- （2）入金確認後、「墓地使用許可書」を郵送します。これ以降、墓石の設置が可能となります（施工前に生活環境課へ連絡して下さい）。

5. 注意事項（重要）

- （１）墓地の使用許可は「分譲」や「売買」ではありません。墓石等を建立しないまま事情により返還されることとなっても、使用料はお返ししませんのでご注意ください。

ただし、例外的に下記の場合のみ使用料をお返しします。

※既に納付した使用料を還付する場合

使用日数	還付の額	その他
３０日以内	使用料の９０％以内	・使用許可を受けた日の属する年度内に返還する場合に限る ・区画内が更地（墓石等がない状態）である場合に限る
１８０日以内	〃 ６０％ 〃	
３６５日以内	〃 ３０％ 〃	

- （２）使用期間の終期はありません（いわゆる永代使用です）。使用者は、区画内の除草など管理を適切に行い、使用権の承継等あれば下記の手続きを適切に行ってください。

【必要となる主な手続き】

区 分	必要な手続き	備考
納骨するとき	埋火葬許可証（火葬許可書）を提出 改葬許可証を提出（他の墓地等から移す場合）	
使用者の住所等に変更があるとき	「墓地使用者住所・氏名変更届」を提出	
使用者の死亡等で権利を承継するとき	「墓地使用権承継届」を提出	祭祀を主宰すべき者であることを証明する書類が必要となる場合有
使用者が市外へ転出するとき	「墓地管理人設置届」を提出	
改葬等により使用しなくなったとき	「墓地返還届」を提出	更地にして返還

※上記手続きの際、使用許可書が必要となる場合がありますので、使用許可書は大切に保管してください。

- （３）墓地区画を第三者に転貸あるいは譲渡することはできません。このような行為を確認した場合は使用許可を取り消します。
- （４）次の場合には使用権が消滅します。また、墓石等を市で移転し、焼骨は改葬します。
- ・使用者が死亡し、相続人または親族もしくは縁故者等祭祀を主宰する者がいないとき。
 - ・使用者が住所不明となり１０年を経過したとき。
- （５）すでに使用許可を受けた区画を新たな区画に変更することはできません。すでに許可を受けた区画を返還すれば新たに申し込むことはできますが、納付済みの使用料は返還しません。
- （６）墓石等の高さは次のとおりとして下さい。また工事前に生活環境課へご連絡ください。
- ・墓碑およびこれに類する設備等の高さ … 墓地面から ３ｍ以内
 - ・囲障の高さ … 〃 ５０ｃｍ以内
- （７）供え物、花などのごみは、持ち帰るか、分別して墓苑内のごみ集積場まで運んでください（ごみ集積場に捨てる場合は袋に入れて捨ててください。）。
- （８）その他、鳥取市墓地条例および鳥取市墓地条例施行規則を遵守してください。